

## 相互協議の手続について（事務運営指針）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1 通則</p> <p>1 用語の意義</p> <p>この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>イ～リ (省略)</p> <p>ヌ 納税の猶予等の取扱要領 <u>平成27年3月2日付徴徴5-10</u>ほか1課共同「納税の猶予等の取扱要領の制定について」(<u>事務運営指針</u>)において定める納税の猶予等の取扱要領をいう。</p> <p>ル 事前確認 移転価格事務運営要領 <u>1-1 (35)</u>に規定する事前確認(移転価格事務運営要領5-24において本支店間取引について準用する場合を含む。)若しくは連結法人に係る移転価格事務運営要領 <u>1-1 (37)</u>に規定する事前確認又は相手国等におけるこれらに類するものをいう。</p> <p>ヲ 確定申告書 所得税法第2条第1項第37号及び法人税法第2条第31号に規定する確定申告書、<u>地方法人税法第2条第1項第16号に規定する地方法人税確定申告書、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)第6条第8号に規定する復興特別所得税申告書及び同法第40条第14号に規定する復興特別法人税申告書、相続税法第1条の2第2号及び第3号に規定する申告書並びにこれらに添付することとされている書類をいう。</u></p> <p>ワ～マ (省略)</p> <p>ケ 法人担当部門 税務署において、法人税、<u>地方法人税、復興特別法人税、源泉所得税、法人の資産の譲渡等</u>に係る消費税、酒税及び間接諸税事務を所掌している部門をいう。</p>	<p>第1 通則</p> <p>1 用語の意義</p> <p>この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>イ～リ (同左)</p> <p>ヌ 納税の猶予等の取扱要領 <u>昭和51年6月3日付徴徴3-2</u>ほか1課共同「納税の猶予等の取扱要領の制定について」(<u>法令解釈通達</u>)において定める納税の猶予等の取扱要領をいう。</p> <p>ル 事前確認 移転価格事務運営要領 <u>1-1 (23)</u>に規定する事前確認(移転価格事務運営要領5-24において本支店間取引について準用する場合を含む。)若しくは連結法人に係る移転価格事務運営要領 <u>1-1 (25)</u>に規定する事前確認又は相手国等におけるこれらに類するものをいう。</p> <p>ヲ 確定申告書 所得税法第2条第1項第37号及び法人税法第2条第31号に規定する確定申告書、相続税法第1条の2第2号及び第3号に規定する申告書並びにこれらに添付することとされている書類をいう。</p> <p>ワ～マ (同左)</p> <p>ケ 法人担当部門 税務署において、法人税、源泉所得税、法人の資産の譲渡等に係る消費税、酒税及び間接諸税事務を所掌している部門をいう。</p>

改正後	改正前
<p>フ～サ (省略)</p>	<p>フ～サ (同左)</p>
<p>2 相互協議の実施</p>	<p>2 相互協議の実施</p>
<p>(1) 庁相互協議室は、個別事案に係る相互協議を行う。なお、納税の猶予の事務は、局特別整理部門が行う。</p>	<p>(1) 庁相互協議室は、個別事案に係る相互協議を行う。なお、<u>1</u>リで定める納税の猶予の事務は、局特別整理部門が行う。</p>
<p>(注) (省略)</p>	<p>(注) (同左)</p>
<p>(2)・(3) (省略)</p>	<p>(2)・(3) (同左)</p>
<p>第2 居住者・内国法人等からの申立てに係る相互協議</p>	<p>第2 居住者・内国法人等からの申立てに係る相互協議</p>
<p>3・4 (省略)</p>	<p>3・4 (同左)</p>
<p>5 事前相談</p>	<p>5 事前相談</p>
<p>(1) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p>
<p>(2) 事前確認に係る申立て前の相談については、庁相互協議室からの連絡を受け、庁主管課又は局担当課(移転価格事務運営要領<u>1-1 (38)</u>又は連結法人に係る移転価格事務運営要領<u>1-1 (40)</u>に規定する局担当課をいう。)は、必要に応じこれに加わる。</p>	<p>(2) 事前確認に係る申立て前の相談については、庁相互協議室からの連絡を受け、庁主管課又は局担当課(移転価格事務運営要領<u>1-1 (26)</u>又は連結法人に係る移転価格事務運営要領<u>1-1 (28)</u>に規定する局担当課をいう。)は、必要に応じこれに加わる。</p>
<p>(注) (省略)</p>	<p>(注) (同左)</p>
<p>(3)～(7) (省略)</p>	<p>(3)～(7) (同左)</p>
<p>6 (省略)</p>	<p>6 (同左)</p>
<p>7 納税の猶予</p>	<p>7 納税の猶予</p>
<p>内国法人が3に掲げる相互協議の申立てをした場合又は外国法人が相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをした場合には、当該内国法人又は外国法人は、</p>	<p>内国法人が3に掲げる相互協議の申立てをした場合又は外国法人が相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをした場合には、当該内国法人又は外国法人は、</p>

改正後	改正前
<p>当該申立てに係る租税特別措置法第66条の4 <u>第17項第1号及び同項第3号</u>又は第68条の88<u>第18項第1号及び同項第3号</u>に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び<u>地方法人税の額並びに当該法人税の額及び地方法人税の額</u>に係る加算税の額として租税特別措置法施行令第39条の12の2《<u>国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等</u>》第1項又は第39条の112の2《<u>連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等</u>》第1項で定めるところにより計算した金額を限度として、納税の猶予を申請することができる。</p> <p><u>(注) 7の取扱いは、復興財源確保法第63条《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》第12項により、租税特別措置法第66条の4の2の規定が、復興財源確保法第63条第8項第1号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合においても適用する。</u></p> <p>(1) 納税の猶予の要件</p> <p>租税特別措置法第66条の4の2又は第68条の88の2の規定に基づき納税の猶予を認めることができるのは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合である。</p> <p>イ 申請者である内国法人又は外国法人が租税特別措置法第66条の4 <u>第17項第1号及び同項第3号</u>又は第68条の88<u>第18項第1号及び同項第3号</u>に掲げる更正決定を受けていること。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ イにより納付すべき更正決定に係る法人税の額<u>及び地方法人税の額</u>のうち納税の猶予を受けようとする金額(以下「<u>納税の猶予に係る法人税及び地方法人税</u>」という。)がロによる相互協議の申立てに係る相手国等との間の相互協議の対象となるものであること。</p> <p>ニ <u>納税の猶予に係る法人税及び地方法人税</u>以外の国税の滞納がないこと。</p> <p>ホ 原則として、納税の猶予に係る<u>金額</u>に相当する担保の提供があること。</p>	<p>当該申立てに係る租税特別措置法第66条の4 <u>第15項第1号</u>又は第68条の88<u>第16項第1号</u>に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び当該法人税の額に係る加算税の額として租税特別措置法施行令第39条の12の2《<u>国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等</u>》第1項又は第39条の112の2《<u>連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等</u>》第1項で定めるところにより計算した金額を限度として、<u>1リ</u>で定める納税の猶予を申請することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) 納税の猶予の要件</p> <p>租税特別措置法第66条の4の2又は第68条の88の2の規定に基づき納税の猶予を認めることができるのは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合である。</p> <p>イ 申請者である内国法人又は外国法人が租税特別措置法第66条の4 <u>第15項第1号</u>又は第68条の88<u>第16項第1号</u>に掲げる更正決定を受けていること。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ イにより納付すべき更正決定に係る法人税の<u>金額</u>のうち納税の猶予を受けようとする金額(以下「<u>納税の猶予に係る法人税</u>」という。)がロによる相互協議の申立てに係る相手国等との間の相互協議の対象となるものであること。</p> <p>ニ <u>納税の猶予に係る法人税の額</u>以外の国税の滞納がないこと。</p> <p>ホ 原則として、納税の猶予に係る<u>法人税の額</u>に相当する担保の提供があること。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 申請手続</p> <p>イ 納税の猶予を受けようとする内国法人又は外国法人は、所轄税務署長(当該内国法人又は外国法人に係る国税について国税通則法第43条《国税の徴収の所轄庁》第3項の規定に基づき国税局長に徴収の引継ぎがされている場合は、所轄国税局長をいう。以下7において同じ。)に、<u>納税の猶予に係る法人税及び地方法人税</u>その他所要の事項を記載した「納税の猶予申請書」(別紙様式6-1)2部(正本及びその写し)、(3)に掲げる添付書類2部を提出するとともに、併せて(4)及び(5)に定めるところにより担保を提供しなければならない。</p> <p>(注) 納税の猶予の申請は、納税の猶予に係る法人税<u>及び地方法人税</u>について租税特別措置法第66条の4 <u>第17項第1号及び同項第3号</u>又は第68条の88 <u>第18項第1号及び同項第3号</u>に掲げる更正決定がされた後でなければできないことに留意する。</p> <p>ロ <u>提出を受けた納税の猶予申請書の正本</u>((3)に掲げる添付書類1部を含む。)及び担保の<u>提供に関する書類</u>は徴収担当部門に、当該申請書の写し((3)に掲げる添付書類1部を含む。)は法人担当部門に回付する。ただし、<u>既に国税局長に徴収の引継ぎがされている場合であって、納税の猶予申請書が国税局長に提出されたときは、納税の猶予申請書の正本</u>((3)に掲げる添付書類1部を含む。)及び担保の提供に係る書類は局特別整理部門に回付する。</p> <p>(3) 添付書類</p> <p>納税の猶予申請書には、次の書類各2部を添付する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 納税の猶予に係る法人税<u>及び地方法人税</u>が、租税特別措置法第66条の4 <u>第17項第1号及び同項第3号</u>又は第68条の88 <u>第18項第1号及び同項第3号</u>に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額<u>及び地方法人税の額</u>であること及び相互協議の申立てに係る相手国等との間の相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類</p>	<p>(2) 申請手続</p> <p>イ 納税の猶予を受けようとする内国法人又は外国法人は、所轄税務署長(当該内国法人又は外国法人に係る国税について国税通則法第43条《国税の徴収の所轄庁》第3項の規定に基づき国税局長に徴収の引継ぎがされている場合は、所轄国税局長)に、納税の猶予に係る法人税その他所要の事項を記載した「納税の猶予申請書」(別紙様式6-1)2部(正本及びその写し)、(3)に掲げる添付書類2部を提出するとともに、併せて(4)及び(5)に定めるところにより担保を提供しなければならない。</p> <p>(注) 納税の猶予の申請は、納税の猶予に係る法人税について租税特別措置法第66条の4 <u>第15項第1号</u>又は第68条の88 <u>第16項第1号</u>に掲げる更正決定がされた後でなければできないことに留意する。</p> <p>ロ <u>收受した納税の猶予申請書の正本</u>((3)に掲げる添付書類1部を含む。)及び担保は徴収担当部門に、当該申請書の写し((3)に掲げる添付書類1部を含む。)は法人担当部門に回付する。ただし、<u>納税の猶予申請書が国税局長に提出された場合は、この限りでない。</u></p> <p>(3) 添付書類</p> <p>納税の猶予申請書には、次の書類各2部を添付する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 納税の猶予に係る法人税が、租税特別措置法第66条の4 <u>第15項第1号</u>又は第68条の88 <u>第16項第1号</u>に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額であること及び相互協議の申立てに係る相手国等との間の相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類</p>

改正後	改正前
<p>(4) 担保の提供</p> <p>納税の猶予を受けようとする内国法人又は外国法人は、次に掲げる場合を除き、納税の猶予申請書の提出に併せて、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。ただし、納税の猶予に係る法人税又は地方法人税につき滞納処分により差し押さえられた財産があるときは、その担保の額は、その猶予する金額からその財産の価額(当該財産のうち国税への充当見込額に限る。)を控除した額を限度とする。</p> <p>イ 納税の猶予に係る法人税及び地方法人税が100万円以下である場合</p> <p>ロ 猶予期間が3月以内の場合</p> <p>ハ 担保を提供することができない特別の事情がある場合</p> <p>(注) 猶予する金額から控除する財産の価額には、徴収の共助又は保全の共助によって差押えに相当する処分をした財産及び担保の提供を受けた財産の価額を含むことに留意する(国税通則法第46条第6項)。</p> <p>(5) 担保の種類及び提供手続</p> <p>イ 担保の種類</p> <p>納税の猶予の担保は、国税通則法第50条《担保の種類》各号に規定する次に掲げるものとする(具体的には、納税の猶予等の取扱要領第4章第2節参照)。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券で所轄税務署長が確実と認めるもの</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p>⑥ 所轄税務署長が確実と認める保証人の保証</p> <p>⑦ (省略)</p> <p>ロ 担保の提供手続</p> <p>申請者は、担保の提供に当たっては、次に掲げる書類のほか、担保の種類に応じて納税の猶予等の取扱要領第4章第2節に掲げる書類を併せて提出する。</p>	<p>(4) 担保の提供</p> <p>納税の猶予を受けようとする内国法人又は外国法人は、次に掲げる場合を除き、納税の猶予申請書の提出に併せて、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。ただし、納税の猶予に係る法人税につき滞納処分により差し押さえられた財産があるときは、その担保の額は、その猶予する金額からその財産の価額(当該財産のうち国税への充当見込額に限る。)を控除した額を限度とする。</p> <p>イ 納税の猶予に係る法人税が50万円以下である場合 (新設)</p> <p>ロ 担保を提供することができない特別の事情がある場合 (新設)</p> <p>(5) 担保の種類及び提供手続</p> <p>イ 担保の種類</p> <p>納税の猶予の担保は、国税通則法第50条《担保の種類》各号に規定する次に掲げるものとする(具体的には、納税の猶予等の取扱要領第4章第2節参照)。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券で税務署長又は国税局長が確実と認めるもの</p> <p>③～⑤ (同左)</p> <p>⑥ 税務署長又は国税局長が確実と認める保証人の保証</p> <p>⑦ (同左)</p> <p>ロ 担保の提供手続</p> <p>申請者は、担保の提供に当たっては、次に掲げる書類のほか、担保の種類に応じて納税の猶予等の取扱要領第4章第2節に掲げる書類を併せて提出する。</p>

改正後	改正前
<p>なお、徴収担当部門又は局特別整理部門は、担保及び関係書類を受領した場合には、納税の猶予等の取扱要領に定める<u>担保整理一覧表</u>に担保の明細等を記載し、その事績を明らかにしておくものとする。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 第三者の所有財産を担保とする場合には、担保を提供することについてのその第三者の承諾の文言が記載されている担保提供書及び<u>その第三者の印鑑証明書</u></p> <p>③ 担保が、法人又は制限行為能力者（民法第20条第1項《制限行為能力者の相手方の催告権》に規定する制限行為能力者をいう。）の所有物である場合には、代表者、<u>法定代理人</u>（その代理行為が同法第826条《親権者と子の利益相反行為》の規定に該当するときは特別代理人）、<u>保佐人若しくは補助人の資格を証する書面又は保佐人若しくは補助人がその担保の設定に同意した旨が記載された書面及びその代表者、法定代理人、保佐人又は補助人の印鑑証明書</u></p> <p>④ <u>法人による保証（物上保証を含む。）が会社法第356条《競業及び利益相反取引の制限》、第365条《競業及び取締役会設置会社との取引等の制限》又は第595条《利益相反取引の制限》の規定に該当する場合には、その提供等につき株主総会の承認、取締役会の承認又は社員の過半数の承認を受けたことを証する書面</u></p> <p>(6) 国税局長への徴収の引継ぎ等</p> <p>イ 徴収担当部門は、(2)ロの納税の猶予申請書の回付を受けた場合には、当該申請をした者に係る国税について、国税通則法第43条第3項に基づく徴収の引継ぎ及びその他の納税の猶予に係る事務処理を行うよう管理運営担当部門に速やかに依頼する。この場合において、管理運営担当部門は、速やかに徴収の引継ぎ及びその他の納税の猶予に係る事務処理を行う。</p> <p>ロ <u>管理運営担当部門は、イにより依頼を受けた徴収の引継ぎに係る納税の猶予</u></p>	<p>なお、徴収担当部門又は局特別整理部門は、担保及び関係書類を受領した場合には、納税の猶予等の取扱要領に定める<u>担保整理簿</u>に担保の明細等を記載し、その事績を明らかにしておくものとする。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 第三者の所有財産を担保とする場合には、担保を提供することについてのその第三者の承諾の文言が記載されている担保提供書及び<u>印鑑証明書</u></p> <p>③ 担保が、法人又は無能力者の所有物である場合には、代表者又は法定代理人（その代理行為が民法第826条《利益相反行為》の規定に該当するときは特別代理人）の資格を証する書面及び<u>印鑑証明書</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) 国税局長への徴収の引継ぎ等</p> <p>徴収担当部門は、(2)ロの納税の猶予申請書の回付を受けた場合には、当該申請をした者に係る国税について、国税通則法第43条第3項に基づく徴収の引継ぎ及びその他の納税の猶予に係る事務処理を行うよう管理運営担当部門に速やかに依頼する。この場合において、管理運営担当部門は、速やかに徴収の引継ぎ及びその他の納税の猶予に係る事務処理を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>申請書の正本((3)に掲げる添付書類1部を含む。)</u>及び担保の提供に係る書類 <u>(その関係書類を含む。)</u>を局特別整理部門に送付する。</p> <p>(7) 納税の猶予関係書類の<u>庁相互協議室への送付</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>イ</u> 法人担当部門は、(2)ロにより回付を受けた納税の猶予申請書の写し((3)に掲げる添付書類1部を含む。)を庁相互協議室に送付する。</p> <p><u>ロ</u> <u>納税の猶予申請書が国税局長に提出された場合には、局特別整理部門は、納税の猶予申請書の正本((3)に掲げる添付書類1部を含む。)</u>及び担保に関する書類を保管するとともに、当該申請書の写し((3)に掲げる添付書類1部を含む。)を庁徴収課を通じて庁相互協議室に送付する。</p> <p>(8) 納税の猶予の対象となる額の連絡</p> <p><u>イ</u> 法人担当部門又は局調査課(国税局調査査察部(東京及び大阪国税局にあっては調査第一部、名古屋国税局にあっては調査部)調査管理課及び沖縄国税事務所調査課をいう。以下7及び8において同じ。)は、移転価格調査に当たって内国法人又は外国法人が納税の猶予の意思を有していることを把握した場合には、当該納税の猶予の対象となる額を、局特別整理部門及び庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課(国税局課税第二部(金沢、高松及び熊本国税局にあっては課税部)法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課をいう。以下7及び8において同じ。)経由)に通知する。</p> <p><u>ロ</u> (省略)</p> <p><u>ハ</u> 庁相互協議室は、(7)イ又はロにより納税の猶予申請書の写しの送付を受けた</p>	<p>(7) 納税の猶予関係書類の送付</p> <p><u>イ</u> 管理運営担当部門は、(6)により依頼を受けた徴収の引継ぎに係る納税の猶予申請書の正本((3)に掲げる添付書類1部を含む。)及び担保を局特別整理部門に送付するとともに、納税の猶予に係る法人税の額以外の国税の滞納の有無について連絡する。ただし、納税の猶予申請書が国税局長に提出された場合には、この限りでない。</p> <p><u>ロ</u> 法人担当部門は、(2)ロにより回付を受けた納税の猶予申請書の写し((3)に掲げる添付書類1部を含む。)を庁相互協議室に送付する。ただし、納税の猶予申請書が国税局長に提出された場合には、この限りでない。</p> <p><u>ハ</u> 局特別整理部門は、<u>イ及びロのただし書に掲げる場合には、納税の猶予申請書の正本((3)に掲げる添付書類1部を含む。)</u>及び担保を保管するとともに、当該申請書の写し((3)に掲げる添付書類1部を含む。)を庁徴収課を通じて庁相互協議室に送付する。</p> <p>(8) 納税の猶予の対象となる額の連絡</p> <p><u>イ</u> 法人担当部門又は局調査課(国税局調査査察部(東京及び大阪国税局にあっては調査第一部、名古屋国税局にあっては調査部)調査管理課及び沖縄国税事務所調査課をいう。以下7及び8において同じ。)は、移転価格調査に当たって内国法人又は外国法人が納税の猶予の意思を有していることを把握した場合には、当該納税の猶予の対象となる額を、<u>徴収の引継ぎを受ける局特別整理部門及び庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課(国税局課税第二部(金沢、高松及び熊本国税局にあっては課税部)法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課をいう。以下7及び8において同じ。)経由)</u>に通知する。</p> <p><u>ロ</u> (同左)</p> <p><u>ハ</u> 庁相互協議室は、(7)ロ又はハにより納税の猶予申請書の写しの送付を受け</p>

改正後	改正前
<p>場合において、必要と認められるときは、庁主管課に対して納税の猶予の対象となる額について確認を求める。</p> <p>ニ (省略)</p> <p>(9) 相手国等の権限ある当局への相互協議の申立ての確認等</p> <p>外国法人から納税の猶予の申請が行われた場合には、庁相互協議室は、外国法人が相互協議の申立てを行ったとされる相手国等の権限ある当局に対し、納税の猶予に係る法人税及び地方法人税についての相互協議の申立ての有無につき照会するとともに、その後の状況についても適時に確認する。</p> <p>(注) 納税の猶予に係る法人税及び地方法人税について相手国等で相互協議の申立てが行われたか否かは、原則として相手国等からの相互協議の申入れにより確認する。</p> <p>(10) 納税の猶予要件の調査等</p> <p>イ (8)の連絡を受けた局特別整理部門は、内国法人又は外国法人から提供された担保が納税の猶予に係る金額に相当するものか否か及び納税の猶予に係る法人税及び地方法人税以外の国税の滞納の有無について調査する。</p> <p>なお、担保の評価については、納税の猶予等の取扱要領第4章第2節による。</p> <p>ロ 庁相互協議室は、(7)イ又はロにより納税の猶予申請書の写しの送付を受けた場合には、当該申請について、(1)イ、ロ及びハの要件に該当しているか否かを確認の上、庁徴収課を通じて局特別整理部門に連絡する。</p> <p>(11) 納税の猶予の許可</p> <p>イ 局特別整理部門は、(10)の調査等により、(1)に掲げる要件を充足していることを確認したときは、納税の猶予に係る法人税及び地方法人税について納税を猶予する。この場合において、局特別整理部門は、納税の猶予をした旨、猶予に係る金額その他必要な事項を申請者(保証人及び物上保証人を含む。)に通知する(別紙様式6-3)。</p>	<p>た場合において、必要と認められるときは、庁主管課に対して納税の猶予の対象となる額について確認を求める。</p> <p>ニ (同左)</p> <p>(9) 相手国等の権限ある当局への相互協議の申立ての確認等</p> <p>外国法人から納税の猶予の申請が行われた場合には、庁相互協議室は、外国法人が相互協議の申立てを行ったとされる相手国等の権限ある当局に対し、<u>当該納税の猶予の申請</u>に係る法人税についての相互協議の申立ての有無につき照会するとともに、その後の状況についても適時に確認する。</p> <p>(注) <u>当該納税の猶予に係る国税</u>について相手国等で相互協議の申立てが行われたか否かは、原則として相手国等からの相互協議の申入れにより確認する。</p> <p>(10) 納税の猶予要件の調査等</p> <p>イ <u>徴収の引継ぎ</u>を受けた局特別整理部門は、内国法人又は外国法人から提供された担保が納税の猶予に係る金額に相当するものか否か及び納税の猶予に係る法人税以外の国税の滞納の有無について調査する。</p> <p>なお、担保の評価については、納税の猶予等の取扱要領第4章第2節による<u>こととする</u>。</p> <p>ロ 庁相互協議室は、(7)ロ又はハにより納税の猶予申請書の写しの送付を受けた場合には、当該申請について、(1)イ、ロ及びハの要件に該当しているか否かを確認の上、庁徴収課を通じて局特別整理部門に連絡する。</p> <p>(11) 納税の猶予の許可</p> <p>イ 局特別整理部門は、<u>納税の猶予の申請があった場合において</u>、(1)に掲げる要件を充足しているときは、納税の猶予の<u>申請</u>に係る法人税について納税を猶予する。この場合において、局特別整理部門は、納税の猶予をした旨、猶予に係る金額その他必要な事項を申請者(保証人及び物上保証人を含む。)に通知する(別紙様式6-3)。</p>

改正後	改正前
<p>なお、納税の猶予申請書に記載した法人税の額、<u>地方法人税の額及びそれら</u>の加算税の額が(8)に掲げる局関係課から連絡を受けた納税の猶予の対象となる額を超える場合は、当該納税の猶予の対象となる額を限度として納税を猶予する。</p> <p>ロ・ハ (省略)</p> <p>(12) 納税の猶予期間</p> <p>納税の猶予の期間は、租税特別措置法第66条の4 <u>第17項第1号及び同項第3号</u>又は第68条の88 <u>第18項第1号及び同項第3号</u>に掲げる更正決定に係る法人税及び<u>地方法人税</u>の納期限(納税の猶予の申請が当該納期限後である場合は、当該申請の日)から、相互協議の相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく更正があった日(次に掲げる場合にあつては、国税庁長官がその場合に該当する旨を通知した日)の翌日から1月を経過するまでの期間(以下「納税の猶予期間」という。)である。</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ 租税特別措置法第66条の4 <u>第17項第1号及び同項第3号</u>又は第68条の88 <u>第18項第1号及び同項第3号</u>に掲げる更正決定に係る法人税の額及び<u>地方法人税の額</u>に関し、合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額及び<u>地方法人税の額</u>を変更するものでないとき。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(13)</u> 納税の猶予の不許可</p>	<p>なお、納税の猶予申請書に記載した法人税の額及び<u>その加算税の額</u>が(8)に掲げる局関係課から連絡を受けた納税の猶予の対象となる額を超える場合は、当該納税の猶予の対象となる額を限度として納税を猶予する。</p> <p>ロ・ハ (同左)</p> <p>(12) 納税の猶予期間</p> <p>納税の猶予の期間は、租税特別措置法第66条の4 <u>第15項第1号</u>又は第68条の88 <u>第16項第1号</u>に掲げる更正決定に係る法人税の納期限(納税の猶予の申請が当該納期限後である場合は、当該申請の日)から、相互協議の相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく更正があった日(次に掲げる場合にあつては、国税庁長官がその場合に該当する旨を通知した日)の翌日から1月を経過するまでの期間(以下「納税の猶予期間」という。)である。</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ 租税特別措置法第66条の4 <u>第15項第1号</u>又は第68条の88 <u>第16項第1号</u>に掲げる更正決定に係る法人税の額に関し、合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。</p> <p><u>(13) 延滞税の免除</u></p> <p><u>納税の猶予をした場合には、その猶予をした法人税に係る延滞税のうち納税の猶予期間(納税の猶予の申請が当該法人税の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。)</u>に対応する部分の金額は、<u>免除する。ただし、(15)に掲げる納税の猶予の取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、免除しないことができる。</u></p> <p><u>(14)</u> 納税の猶予の不許可</p>

改正後	改正前
<p>イ 局特別整理部門は、納税の猶予の申請があった場合において、(1)に掲げる納税の猶予の要件を充足していないときは、<u>納税の猶予に係る法人税及び地方法人税</u>について納税を猶予しないこととする。この場合において、局特別整理部門は、納税の猶予をしない旨を申請者(保証人及び物上保証人を含む。)に通知する(別紙様式6-4)。</p> <p>ロ・ハ (省略)</p> <p><u>14</u> 納税の猶予の取消し</p> <p>イ 局特別整理部門は、納税の猶予を受けている者が次のいずれかに該当する場合には、その猶予を取り消すことができる。</p> <p>①・② (省略)</p> <p>③ 国税通則法第38条《繰上請求》第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税<u>及び地方法人税</u>を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。</p> <p>④ 猶予に係る法人税<u>及び地方法人税</u>につき提供された担保について国税局長が国税通則法第51条《担保の変更等》第1項の規定によってした命令に応じないとき。</p> <p>⑤ <u>新たに猶予に係る法人税及び地方法人税以外の国税を滞納したとき(国税局長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。)</u>。</p> <p>⑥ 猶予を受けている者の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき。</p> <p>(注) 庁相互協議室、局調査課又は法人担当部門は、納税の猶予を受けている内国法人若しくは外国法人について財産の状況その他の事情の変化があったことを把握した場合には、遅滞なく局特別整理部門(庁相互協議室においては、庁徴収課経由。法人担当部門においては、局法人課税課経由。)にその旨を連絡する。</p> <p>ロ 局特別整理部門は、イの規定により納税の猶予を取り消す場合には、イ①及</p>	<p>イ 局特別整理部門は、納税の猶予の申請があった場合において、(1)に掲げる納税の猶予の要件を充足していないときは、<u>納税の猶予の申請に係る法人税</u>について納税を猶予しないこととする。この場合において、局特別整理部門は、納税の猶予をしない旨を申請者(保証人及び物上保証人を含む。)に通知する(別紙様式6-4)。</p> <p>ロ・ハ (同左)</p> <p><u>15</u> 納税の猶予の取消し</p> <p>イ 局特別整理部門は、納税の猶予を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、その猶予を取り消すことができる。</p> <p>①・② (同左)</p> <p>③ 国税通則法第38条《繰上請求》第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。</p> <p>④ 猶予に係る法人税につき提供された担保について国税局長が国税通則法第51条《担保の変更等》第1項の規定によってした命令に応じないとき。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑤ 猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき。</p> <p>(注) 庁相互協議室、局調査課又は法人担当部門は、納税の猶予を受けた内国法人若しくは外国法人について財産の状況その他の事情の変化があったことを把握した場合には、遅滞なく局特別整理部門(庁相互協議室においては、庁徴収課経由。法人担当部門においては、局法人課税課経由。)にその旨を連絡する。</p> <p>ロ 局特別整理部門は、イの規定により納税の猶予を取り消す場合には、イ①及</p>

改正後	改正前
<p>び③に該当するときを除き、あらかじめ、その猶予を受けている者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由なくその弁明をしないときは、<u>弁明を聴取することなく猶予を取り消すことができる。</u></p> <p>ハ 局特別整理部門は、イの規定により納税の猶予を取り消したときは、その旨を納税の猶予を受けている者(保証人及び物上保証人を含む。)に通知する(別紙様式6-5)。この場合において、局特別整理部門は、局関係課及び庁相互協議室(庁徴収課経由)にその旨を通知する。</p> <p>ニ (省略)</p> <p><u>15</u> 相互協議の合意等に伴う処理</p> <p>イ 庁相互協議室は、納税の猶予の対象となっている法人税又は地方法人税に係る相互協議が複数あり、その一部の相互協議が次に掲げる事実<del>に</del>該当することとなった場合には、庁主管課に対して他の継続する相互協議に係る納税の猶予額について確認を求める。</p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ ロの通知を受けた局特別整理部門は、一部の相互協議の合意等による担保の一部解除等の必要な処理を行うとともに、他の継続する相互協議に係る納税の猶予の対象となる額を納税の猶予を受けている者に通知する(別紙様式6-6)。この場合において、局特別整理部門は、局関係課及び庁相互協議室(庁徴収課経由)にその旨を通知する。</p> <p>ニ (省略)</p> <p><u>16</u> 延滞税の免除</p> <p><u>納税の猶予をした場合には、その猶予をした法人税又は地方法人税に係る延滞税のうち納税の猶予期間(納税の猶予の申請が当該法人税又は地方法人税の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。)に対応する部分の金額は、免除する。ただし、14に掲げる納税の猶予の取</u></p>	<p>び③に該当するときを除き、あらかじめ、その猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由なくその弁明をしないときは、<u>この限りでない。</u></p> <p>ハ 局特別整理部門は、イの規定により納税の猶予を取り消したときは、その旨を納税の猶予を受けた者(保証人及び物上保証人を含む。)に通知する(別紙様式6-5)。この場合において、局特別整理部門は、局関係課及び庁相互協議室(庁徴収課経由)にその旨を通知する。</p> <p>ニ (同左)</p> <p><u>16</u> 相互協議の合意等に伴う処理</p> <p>イ 庁相互協議室は、納税の猶予の対象となっている法人税に係る相互協議が複数あり、その一部の相互協議が次に掲げる事実<del>に</del>該当することとなった場合には、庁主管課に対して他の継続する相互協議に係る納税の猶予額について確認を求める。</p> <p>①～⑤ (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ ロの通知を受けた局特別整理部門は、一部の相互協議の合意等による担保の一部解除等の必要な処理を行うとともに、他の継続する相互協議に係る納税の猶予の対象となる額を納税の猶予を受けた者に通知する(別紙様式6-6)。この場合において、局特別整理部門は、局関係課及び庁相互協議室(庁徴収課経由)にその旨を通知する。</p> <p>ニ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、免除しないことができる。</u></p> <p><u>17) その他納税の猶予に係る留意事項</u></p> <p><u>イ 納税の猶予の処理に当たっては、上記の定めによるほか、その他の事項については納税の猶予等の取扱要領に定めるところにより適切に処理する。</u></p> <p><u>ロ 納税の猶予期間中、納税証明書その3（未納税額のない証明）を発行することはできないことに留意する。</u></p> <p><u>ハ 納税の猶予を受けた納税者について、還付金が発生した場合には、納税の猶予期間中は当該猶予に係る法人税の額及び地方法人税の額に充当することはできず、納税者に還付しなければならないことに留意する（国税通則法施行令第23条第1項ただし書、租税特別措置法施行令第39条の12の2第4項）。</u></p> <p>8 徴収猶予（地方税）に係る都道府県への通知</p> <p>(1) 我が国において移転価格課税を受けたことを理由として、内国法人が3に掲げる相互協議の申立てをした場合（我が国において移転価格課税を受けたことを理由として、外国法人が相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをし、かつ、当該相手国等の権限ある当局から24に掲げる相互協議の申入れがあった場合を含む。）の処理は、次による。</p> <p>イ 法人担当部門又は局調査課は、庁主管課（法人担当部門においては、局法人課税課経由）から9(1)又は24(1)による相互協議の申立ての通知を受けた場合には、当該通知に係る相互協議の申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額（連結法人にあつては相互協議の申立てに係る租税特別措置法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額）、<u>租税特別措置法第66条の4第17項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税額（連結法人にあつては相互協議の申立てに係る租税特別措置法第68条の88第18項第3号に掲げる更正決定に係る地</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>8 徴収猶予（地方税）に係る都道府県への通知</p> <p>(1) 我が国において移転価格課税を受けたことを理由として、内国法人が3に掲げる相互協議の申立てをした場合（我が国において移転価格課税を受けたことを理由として、外国法人が相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをし、かつ、当該相手国等の権限ある当局から24に掲げる相互協議の申入れがあった場合を含む。）の処理は、次による。</p> <p>イ 法人担当部門又は局調査課は、庁主管課（法人担当部門においては、局法人課税課経由）から9(1)又は24(1)による相互協議の申立ての通知を受けた場合には、当該通知に係る相互協議の申立てに係る租税特別措置法第66条の4第15項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額（連結法人にあつては相互協議の申立てに係る租税特別措置法第68条の88第16項第1号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額）及び当該法人税額の課税標準とされた所得金額（連結法人にあつては相互協議の申立てに係る租税特別措置法第68条の88第16項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結</p>

改正後	改正前
<p>方法人税額)及び当該法人税額の課税標準とされた所得金額(連結法人にあっては相互協議の申立てに係る租税特別措置法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額)(以下8において「相互協議申立てに係る更正決定額」という。)について、庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)に連絡する。</p> <p>ロ・ハ (省略)</p> <p>(2) (1)の相互協議の合意が行われた場合(当該合意の内容が相互協議申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合を除く。)の処理は、次による。</p> <p>イ 法人担当部門又は局調査課は、(1)の相互協議について、庁主管課から19(3)又は30(2)の指示を受けた場合には、当該相互協議の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る法人税額、同条の規定による更正に係る地方法人税額(連結法人にあっては当該相互協議の合意に基づく同条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額、同条の規定による更正に係る地方法人税額)及び当該法人税額の課税標準とされた所得金額(連結法人にあっては当該相互協議の合意に基づく同条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額)(以下8において「相互協議合意に基づく更正額」という。)を、庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)に連絡する。</p> <p>ロ・ハ (省略)</p> <p>(注) 1 (1)の相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、合意が行われた場合(当該合意の内容が相互協議申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合を除く。)には、イからハまでに加えて、次の処理も行うことに留意する。</p> <p>2 法人担当部門又は局調査課は、(1)の相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、庁主管課から19(3)又は30(2)の指示を受けた場合には、イの連絡と同時に、他の継続する相互協議に係る法人税額、地方法人税</p>	<p>所得に係る個別所得金額)(以下8において「相互協議申立てに係る更正決定額」という。)について、庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)に連絡する。</p> <p>ロ・ハ (同左)</p> <p>(2) (1)の相互協議の合意が行われた場合(当該合意の内容が相互協議の申立ての対象となる法人税額等を変更するものでない場合を除く。)の処理は、次による。</p> <p>イ 法人担当部門又は局調査課は、(1)の相互協議について、庁主管課から19(3)又は30(2)の指示を受けた場合には、当該相互協議の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る法人税額(連結法人にあっては当該相互協議の合意に基づく同法第26条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額)及び当該法人税額の課税標準とされた所得金額(連結法人にあっては当該相互協議の合意に基づく同法第26条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額)(以下8において「相互協議合意に基づく更正額」という。)を、庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)に連絡する。</p> <p>ロ・ハ (同左)</p> <p>(注) 1 (1)の相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、合意が行われた場合(当該合意の内容が相互協議の申立ての対象となる法人税額等を変更するものでない場合を除く。)には、イからハまでに加えて、次の処理も行うことに留意する。</p> <p>2 法人担当部門又は局調査課は、(1)の相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、庁主管課から19(3)又は30(2)の指示を受けた場合には、イの連絡と同時に、他の継続する相互協議に係る法人税額及び所得金額</p>

改正後	改正前
<p>額及び所得金額(1)の相互協議において、合意が行われた相互協議が申し立てられなかったものとして計算した相互協議申立てに係る更正決定額をいう。以下この(2)において同じ。)を、庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)に連絡する。</p> <p>3 庁主管課は、局関係課から2の連絡を受けた場合には、ロの通知と同時に、他の継続する相互協議に係る法人税額、<u>地方法人税額</u>及び所得金額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>4 庁相互協議室は、庁主管課から3の通知を受けた場合には、都道府県税務課に①から⑥までの事項に加え、他の継続する相互協議に係る法人税額、<u>地方法人税額</u>、<u>所得金額及び相手国等</u>を通知する。</p> <p>(3) (1)の相互協議の合意において当該合意の内容が<u>相互協議申立てに係る更正決定額</u>を変更するものでない場合又は(1)の相互協議を終了した場合には、庁相互協議室は、当該相互協議に係る内国法人(当該内国法人が連結法人である場合には、当該相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)又は外国法人の事務所又は事業所(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所)の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。</p> <p>イ 相互協議の合意の内容が<u>相互協議申立てに係る更正決定額</u>を変更するものでない旨又は相互協議を終了した旨</p> <p>ロ～ホ (省略)</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 庁相互協議室は、庁主管課に対して、他の継続する相互協議に係る法人税額、<u>地方法人税額</u>及び所得金額((1)の相互協議において、イに掲げる事実該当することとなった相互協議が申し立てられなかったものとして計算した相互協議申立てに係る更正決定額をいう。以下この(3)において同じ。)について確認を求める。</p>	<p>((1)の相互協議において、合意が行われた相互協議が申し立てられなかったものとして計算した相互協議申立てに係る更正決定額をいう。以下この(2)において同じ。)を、庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)に連絡する。</p> <p>3 庁主管課は、局関係課から2の連絡を受けた場合には、ロの通知と同時に、他の継続する相互協議に係る法人税額及び所得金額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>4 庁相互協議室は、庁主管課から3の通知を受けた場合には、都道府県税務課に①から⑥までの事項に加え、他の継続する相互協議に係る法人税額<u>及び所得金額並びに相手国等</u>を通知する。</p> <p>(3) (1)の相互協議の合意において当該合意の内容が<u>相互協議の申立ての対象となる法人税額等</u>を変更するものでない場合又は(1)の相互協議を終了した場合には、庁相互協議室は、当該相互協議に係る内国法人(当該内国法人が連結法人である場合には、当該相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)又は外国法人の事務所又は事業所(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所)の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。</p> <p>イ 相互協議の合意の内容が<u>相互協議申立ての対象となる法人税額等</u>を変更するものでない旨又は相互協議を終了した旨</p> <p>ロ～ホ (同左)</p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 庁相互協議室は、庁主管課に対して、他の継続する相互協議に係る法人税額及び所得金額((1)の相互協議において、イに掲げる事実該当することとなった相互協議が申し立てられなかったものとして計算した相互協議申立てに係る更正決定額をいう。以下この(3)において同じ。)について確認を求める。</p>

改正後	改正前
<p>3 庁主管課は、庁相互協議室から2による確認を求められた場合は、局調査課又は法人担当部門(局法人課税課経由)に対して、他の継続する相互協議に係る法人税額、<u>地方法人税額</u>及び所得金額を庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)に通知するよう指示を行うとともに、当該通知に係る法人税額、<u>地方法人税額</u>及び所得金額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>4 庁相互協議室は、庁主管課から3の通知を受けた場合には、都道府県税務課にイからホまでの事項に加え、他の継続する相互協議に係る法人税額、<u>地方法人税額</u>、<u>所得金額</u>及び相手国等を通知する。</p>	<p>3 庁主管課は、庁相互協議室から2による確認を求められた場合は、局調査課又は法人担当部門(局法人課税課経由)に対して、他の継続する相互協議に係る法人税額及び所得金額を庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)に通知するよう指示を行うとともに、当該通知に係る法人税額及び所得金額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>4 庁相互協議室は、庁主管課から3の通知を受けた場合には、都道府県税務課にイからホまでの事項に加え、他の継続する相互協議に係る法人税額及び所得金額並びに相手国等を通知する。</p>
<p>9～14 (省略)</p>	<p>9～14 (同左)</p>
<p>15 相手国等の権限ある当局への相互協議の申入れ</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 庁相互協議室は、申立者に(2)の通知を行った場合には、その旨を庁主管課に通知する。(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税又は<u>地方法人税</u>が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>15 相手国等の権限ある当局への相互協議の申入れ</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 庁相互協議室は、申立者に(2)の通知を行った場合には、その旨を庁主管課に通知する。(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(4) (同左)</p>
<p>16～18 (省略)</p>	<p>16～18 (同左)</p>
<p>19 相互協議の合意の通知</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 庁相互協議室は、申立者に(1)の通知を行った場合には、その旨を当該通知書の写しを添付して庁主管課に通知する。(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税又は<u>地方法人税</u>が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収</p>	<p>19 相互協議の合意の通知</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 庁相互協議室は、申立者に(1)の通知を行った場合には、その旨を当該通知書の写しを添付して庁主管課に通知する。(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通</p>

改正後	改正前
<p>課にも併せて通知する。)</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>20 相互協議の終了</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 庁相互協議室は、申立者に(2)の通知を行った場合には、その旨を庁主管課に通知する。(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税又は<u>地方法人税</u>が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>21 相互協議の申立ての取下げ</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 庁相互協議室は、(2)により相互協議申立ての取下書の提出を受けた場合には、相手国等の権限ある当局に、相互協議の申立てが取り下げられたために相互協議を終了する旨を通知するとともに、庁主管課に、相互協議の申立てが取り下げられた旨を当該取下書の写しを添付して通知する。この場合において、当該取下書に係る相互協議の対象となっている法人税又は<u>地方法人税</u>が納税の猶予に係るものであるときは、相互協議の申立てが取り下げられた旨を当該取下書の写しを添付して庁徴収課に通知する。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>22 (省略)</p> <p>第3 相手国等の権限ある当局からの申入れに係る相互協議</p> <p>23～28 (省略)</p>	<p>知する。)</p> <p>(3)・(4) (同左)</p> <p>20 相互協議の終了</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 庁相互協議室は、申立者に(2)の通知を行った場合には、その旨を庁主管課に通知する。(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>21 相互協議の申立ての取下げ</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 庁相互協議室は、(2)により相互協議申立ての取下書の提出を受けた場合には、相手国等の権限ある当局に、相互協議の申立てが取り下げられたために相互協議を終了する旨を通知するとともに、庁主管課に、相互協議の申立てが取り下げられた旨を当該取下書の写しを添付して通知する。この場合において、当該取下書に係る相互協議の対象となっている法人税が納税の猶予に係るものであるときは、相互協議の申立てが取り下げられた旨を当該取下書の写しを添付して庁徴収課に通知する。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>22 (同左)</p> <p>第3 相手国等の権限ある当局からの申入れに係る相互協議</p> <p>23～28 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>29 資料の提出等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、必要に応じ、相互協議の対象とされる課税を受けた者等に、資料の提出及び当該提出された資料についての説明を求める。</p> <p>なお、当該相互協議の対象とされる課税を受けた者等が相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出に応じない場合に、その者が納税の猶予を受けており、かつ、7(14)イ②に該当するとして当該納税の猶予を取り消すことが相当と判断されたときは、庁相互協議室は、庁徴収課を通じて局特別整理部門に対し、その旨を通知する。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>30 相互協議の合意の通知</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相互協議において合意に至った場合には、合意に至った年月日及び合意内容を庁主管課に通知する。(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税又は<u>地方法人税</u>が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>31 相互協議の終了</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 庁相互協議室は、(1)の相互協議終了の申入れについて相手国等の権限ある当局の同意が得られた場合又は相手国等の権限ある当局からの相互協議終了の申入れについて同意した場合には、相互協議を終了した旨を庁主管課に通知する。(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税又は<u>地方法人税</u>が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(3)・(4) (省略)</p>	<p>29 資料の提出等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、必要に応じ、相互協議の対象とされる課税を受けた者等に、資料の提出及び当該提出された資料についての説明を求める。</p> <p>なお、当該相互協議の対象とされる課税を受けた者等が相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出に応じない場合に、その者が納税の猶予を受けており、かつ、7(15)イ②に該当するとして当該納税の猶予を取り消すことが相当と判断されたときは、庁相互協議室は、庁徴収課を通じて局特別整理部門に対し、その旨を通知する。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p>30 相互協議の合意の通知</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相互協議において合意に至った場合には、合意に至った年月日及び合意内容を庁主管課に通知する。(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>31 相互協議の終了</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 庁相互協議室は、(1)の相互協議終了の申入れについて相手国等の権限ある当局の同意が得られた場合又は相手国等の権限ある当局からの相互協議終了の申入れについて同意した場合には、相互協議を終了した旨を庁主管課に通知する。(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(3)・(4) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>32 (省略)</p> <p>第4 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ</p> <p>33 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ          庁相互協議室は、6に定める相互協議の申立てがない場合であっても、必要に応じ、相手国等の権限ある当局に相互協議の申入れを行う。          (注) (省略)</p> <p>34・35 (省略)</p> <p>第5 (省略)</p>	<p>32 (同左)</p> <p>第4 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ</p> <p>33 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ          庁相互協議室は、<u>第2の6</u>に定める相互協議の申立てがない場合であっても、必要に応じ、相手国等の権限ある当局に相互協議の申入れを行う。          (注) (同左)</p> <p>34・35 (同左)</p> <p>第5 (同左)</p>



改正後

納税の猶予申請書の記載要領等

- この申請書は、租税特別措置法第66条の4の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》又は同法第68条の88の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》の規定に基づき、内国法人が租税条約の規定に従って、国税庁長官に対し、相互協議の申立てをした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをした場合を含みます。）に、当該相互協議の申立てに係る租税特別措置法第66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》第17項第1号及び同項第3号又は同法第68条の88《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》第18項第1号及び同項第3号の更正決定により納付すべき法人税の額及び地方法人税の額（当該相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限ります。）並びに当該法人税の額及び当該地方法人税の額に係る加算税の額として租税特別措置法施行令第39条の12の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》又は同令第39条の112の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》に定めるところにより計算した金額を限度として、その納期限（納税の猶予の申請が当該納期限後であるときは当該申請の日）から、相互協議の合意に基づく更正があった日<sup>㊦</sup>の翌日から1月を経過する日までの期間について、納税の猶予の申請を行うときに使用します（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）第63条《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》第12項により、租税特別措置法第66条の4の2の規定が、復興財源確保法第63条第8項第1号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合を含みます。）。  
<sup>㊦</sup> 相互協議の終了等により、合意に基づく更正がない場合等の猶予期間の終期は、国税庁長官がその旨を通知した日の翌日から1月を経過する日となります。
- 納税の猶予の申請に当たっては、申請者の納税地の所轄税務署長（国税局長に国税通則法第43条《国税の徴収の所轄庁》第3項の徴収の引継ぎがされているときは、当該国税局長）に、この申請書2部（正本及びその写し）及び4に掲げる添付書類2部を提出するとともに、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供してください。
- 各欄の記載は次によります。
  - 納税の猶予申請の根拠条文については、必要のない条項を二重線で抹消してください。
  - 「申請者」欄は、納税の猶予を受けようとする法人の名称、所在地（その納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び納税地並びにその本店又は主たる事務所の所在地）及び代表者名を記載してください。
  - 「更正決定により納付すべき法人税等の額」欄は、相互協議の申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号及び同項第3号又は同法第68条の88第18項第1号及び同項第3号の更正決定に係る法人税及び地方法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその法人税及び地方法人税の事業年度を記載してください。
  - 「上記のうち納税の猶予を受けようとする金額」欄は、(3)の金額のうち納税の猶予を受けようとする法人税及び地方法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその法人税及び地方法人税の事業年度を記載してください。
  - 「担保」欄には、納税の猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする国税通則法第50条各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称及び住所又は居所（事務所及び事業所を含む。））その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）を記載してください。
- この申請書には次の資料を添付してください。
  - 相互協議の申立てをしたことを証する書面（相手国等の権限ある当局に相互協議を申し立てている場合には、当該申立ての日本語訳を添付してください。）
  - 納税の猶予を受けようとする金額が租税特別措置法第66条の4第17項第1号及び同項第3号又は同法第68条の88第18項第1号及び同項第3号に掲げる更正決定により納付すべき法人税及び地方法人税の額であること及び当該法人税及び地方法人税の額が相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類
- 納税の猶予期間中は、納税証明書その3（未納税額のない証明）を発行することはありません。

改正前

納税の猶予申請書の記載要領等

- この申請書は、租税特別措置法第66条の4の2又は同法第68条の88の2の規定に基づき、内国法人が租税条約の規定に従って、国税庁長官に対し、相互協議の申立てをした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをした場合を含みます。）に、当該相互協議の申立てに係る租税特別措置法第66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》第15項第1号又は同法第68条の88《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》第16項第1号の更正決定により納付すべき法人税の額（当該相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限ります。）及び当該法人税の額に係る加算税の額として租税特別措置法施行令第39条の12の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》又は同令第39条の112の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》に定めるところにより計算した金額を限度として、その納期限（納税の猶予の申請が当該納期限後であるときは当該申請の日）から、相互協議の合意に基づく更正があった日<sup>㊦</sup>の翌日から1月を経過する日までの期間について、納税の猶予の申請を行うときに使用します。  
<sup>㊦</sup> 相互協議の終了等により、合意に基づく更正がない場合等の猶予期間の終期は、国税庁長官がその旨を通知した日の翌日から1月を経過する日となります。
- 納税の猶予の申請に当たっては、申請者の納税地の所轄税務署長（国税局長に国税通則法第43条《国税の徴収の所轄庁》第3項の徴収の引継ぎがされているときは、当該国税局長）に、この申請書2部（正本及びその写し）及び4に掲げる添付書類2部を提出するとともに、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供してください。
- 各欄の記載は次によります。
  - 納税の猶予申請の根拠条文については、必要のない条項を二重線で抹消してください。
  - 「申請者」欄は、納税の猶予を受けようとする法人の名称、所在地（その納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び納税地並びにその本店又は主たる事務所の所在地）及び代表者名を記載してください。
  - 「更正決定により納付すべき法人税の額」欄は、相互協議の申立てに係る租税特別措置法第66条の4第15項第1号又は同法第68条の88第16項第1号の更正決定に係る法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその法人税の事業年度を記載してください。
  - 「上記のうち納税の猶予を受けようとする金額」欄は、(3)の金額のうち納税の猶予を受けようとする法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその法人税の事業年度を記載してください。
  - 「担保」欄には、納税の猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする国税通則法第50条各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称及び住所又は居所（事務所及び事業所を含む。））その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）を記載してください。
- この申請書には次の資料を添付してください。
  - 相互協議の申立てをしたことを証する書面（相手国等の権限ある当局に相互協議を申し立てている場合には、当該申立ての日本語訳を添付してください。）
  - 納税の猶予を受けようとする金額が租税特別措置法第66条の4第15項第1号又は同法第68条の88第16項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額であること及び当該法人税の額が相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類

（新設）

担 保 提 供 書

税務署長 殿

年 月 日

担保提供者(納税者)

所在地

法人の名称

代表者氏名

印

納税の猶予に係る下記税金の担保として、次の物件を提供します。

年度	税目	予 税			税 額			備 考
		本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞 納 処 分 費	備 考	
	法人税	円	円	円	円	円	円	
	地方税法	円	円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	円	

納税の猶予に係る上記税金の納税担保として、上記物件の提供を承諾します。

年 月 日

担保物件の所有者

住所(所在地)

氏名(名称)

印

添付書類

改 正 後

担 保 提 供 書

税務署長 殿

年 月 日

担保提供者(納税者)

所在地

法人の名称

代表者氏名

印

納税の猶予に係る下記税金の担保として、次の物件を提供します。

年度	税目	予 税			税 額			備 考
		本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞 納 処 分 費	備 考	
	法人税	円	円	円	円	円	円	
	地方税法	円	円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	円	

納税の猶予に係る上記税金の納税担保として、上記物件の提供を承諾します。

年 月 日

担保物件の所有者

住所(所在地)

氏名(名称)

印

添付書類

改 正 前

別紙様式6-3

所在地	
名称	

あなた（貴社）が、この納税の猶予許可については、この納税の猶予許可について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に、国税不服審判所長に審査請求とのいずれかを選択することができます。  
また、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご確認ください。

官制 国税審判官

## 納税の猶予許可通知書

年 月 日

国税局長 ㊤

年 月 日付で納税の猶予申請があったあなた（貴社）の国税については下記のとおりに許可しましたから、租税特別措置法第66条の4の2第4項の規定により通知します。

租税特別措置法第68条の88の2第4項

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
	法人税							
	地方法人税							

猶予期間 年 月 日から 租税特別措置法第66条の4の2第1項 に定める日までの期間

該当条項 租税特別措置法第66条の4の2第1項 該当 担保

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 ( ) 内線 ) 担当 電話

改正後

別紙様式6-3

所在地	
名称	

あなた（貴社）が、この納税の猶予許可については、この納税の猶予許可について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に、国税不服審判所長に審査請求とのいずれかを選択することができます。  
また、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご確認ください。

官制 国税審判官

## 納税の猶予許可通知書

年 月 日

国税局長 ㊤

年 月 日付で納税の猶予申請があったあなた（貴社）の国税については下記のとおりに許可しましたから、租税特別措置法第66条の4の2第4項の規定により通知します。

租税特別措置法第68条の88の2第4項

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
	法人税							

猶予期間 年 月 日から 租税特別措置法第66条の4の2第1項 に定める日までの期間

該当条項 租税特別措置法 第66条の4の2第1項 該当 担保

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 ( ) 内線 ) 担当 電話

改正前



別紙様式6-5

所在地	
名称	

納税の猶予取消通知書

年 月 日

国税局長 ㊟

あなた（貴社）が、この納税の猶予取消について不服があるときは、この通知を受け付け日の翌日から起算して2月以内、審査請求とのいずれかを選擇することができます。  
 提出先は、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご確認ください。

若狭国税審判官

年 月 日付で納税の猶予を許可しましたあなた（貴社）の国税については、下記のとおり納税の猶予を取り消しましたから直ちに納付してください。  
 租税特別措置法第66条の4の2第5項 第68条の2第5項 の規定により通知します。

納税の猶予取消税額	納税年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
		法人税							
		地方法人税							

該当条項 租税特別措置法 第66条の4の2第5項第 号 該当条項 租税特別措置法 第68条の2第5項第 号

取消理由


備考：滞納処分費・罰に掲げた金額は、この通知作成の日までのものです。  
 連絡先 ( ) 内線 ) △ 担当 電話

改正後

別紙様式6-5

別紙様式6-5

所在地	
名称	

納税の猶予取消通知書

年 月 日

国税局長 ㊟

あなた（貴社）が、この納税の猶予取消について不服があるときは、この通知を受け付け日の翌日から起算して2月以内、審査請求とのいずれかを選擇することができます。  
 提出先は、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご確認ください。

若狭国税審判官

年 月 日付で納税の猶予を許可しましたあなた（貴社）の国税については、下記のとおり納税の猶予を取り消しましたから直ちに納付してください。  
 租税特別措置法第66条の4の2第5項 第68条の2第5項 の規定により通知します。

納税の猶予取消税額	納税年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
		法人税							

該当条項 租税特別措置法 第66条の4の2第5項第 号 該当条項 租税特別措置法 第68条の2第5項第 号

取消理由


備考：滞納処分費・罰に掲げた金額は、この通知作成の日までのものです。  
 連絡先 ( ) 内線 ) △ 担当 電話

改正前

